

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 北村 克哉

競技種目： レスリング

2011-001 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 23 年 6 月 10 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



2011-001 事件 聽聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2011-001 事件の聴聞パネルは、平成 23 年 6 月 10 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 23 年 6 月 10 日

早川 吉尚 早川吉尚

塙越 克己 塙越克己

木村 哲彦 木村哲彦

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 4 月 29 日・明治杯平成 23 年度全日本選抜レスリング選手権大会）の個人としての各競技結果は失効する。
- ・ 本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 5 月 17 日から 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- 競技会検査で代謝物が検出された物質「ドロスタノロン」は、2011年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1. 蛋白同化薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求したが、その分析結果は A 検体の分析結果を追認するものであった。
- 競技者は、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 4 月 29 日・明治杯平成 23 年度全日本選抜レスリング選手権大会）の個人としての各競技結果はいずれも失効することとなる。
- また、JADA、競技者本人、及び、競技団体関係者（医科学委員長、事務局職員）の証言及び提出された文書（「陳述書」「資料 1」「資料 2」）及び証拠物（各種サプリメント）、並びに、JADA から提出された文書（Doping Control Form 等）によれば、今回検出されたドロスタノロンは、意図的な服用に起因するものではなく、これを含有していたサプリメントの服用に起因するものである可能性が高いと合理的に推定される。しかし、そうであるとしても、10.5 項における資格停止期間の取消し又は短縮との関係では、医師の処方に全く基づかずして海外通販により入手した多種多様のサプリメントを大量に安易に服用していたことには明らかな過失がある以上、本条項の適用を認めることはできない。
- 本件では本決定に至るまで平成 23 年 5 月 17 日より本規程 7.6.1 項に基づき暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 23 年 6 月 10 日に暫定聴聞会が開催されている）。したがって、本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 5 月 17 日より 2 年間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上